



担 当	埼玉労働局労働基準部 賃金室
	室長 大 芦 誠
	室長補佐 浅 賀 次 夫
	電話 048-600-6205 (直通)

## 業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費 補助金制度）が埼玉県も対象地域に

—地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業を支援—

平成25年度補正予算成立に伴い、業務改善助成金の対象地域が拡大され、埼玉県も対象地域となりました。（※平成25年度の助成金対象事業は、平成26年3月までに事業完了見込みのものに限ります。なお、平成26年度予算が成立した場合は、平成26年度も利用できることとなります。）

この助成金は、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の円滑な取組を早期に進めるため、事業場内の最低の時間給を40円以上上げた中小企業に対し、労働能率の増進等のための設備、機器等の導入経費として上限100万円を助成するものです。

このため、埼玉労働局では、事業者団体などへの周知広報等を行っているところです。

### 1 助成内容

地域別最低賃金額が800円未満の道府県（埼玉県785円）に事業場を置く中小企業事業主が、次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を助成します。（上限は100万円、下限は5万円）

- ① 事業場内で最も低い賃金を、4年以内に計画的に時間給又は時間換算額（以下「時間給等」）で800円以上に引き上げる賃金計画を策定し、1年当たりの時間給等が40円以上となる引き上げを実施すること。
- ② 労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能力の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること。

## 2 助成対象事業主

業 種	資本額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下